

平成29年 6 月定例会 経済委員会（付託）

平成29年 6 月23日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時37分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

○ 大雨及び渇水による農作物等の被害状況について

小笠農林水産部長

この際、1点、御報告させていただきます。

資料はお付けしてございませんが、大雨及び渇水による農作物等の被害状況についてでございます。

まず、去る6月20日夜から21日未明にかけて、県南部を中心に、まとまった降雨があり、特に、那賀川水系・長安口ダムの上流においては、翌21日午前8時時点で、約183ミリメートルの降水量が観測されたところです。

この大雨による農作物等への影響につきまして、被害状況調査を行っているところであり、農業用ハウスへの浸水が一件、報告されておりますが、本日9時現在で、この降雨による農作物への被害報告は受けておりません。

次に、6月20日までの少雨の影響により生じておりました渇水状況につきましては、これまで、県ホームページ等で注意喚起を行うとともに、東部農林水産局徳島庁舎、南部、西部の各総合県民局等に渇水に関する相談窓口を設置し、生産者等からの相談に応じているところですが、この件につきまして現在のところ、被害報告は受けておりません。

なお、吉野川水系においては、一時的に解除しておりました取水制限が、6月22日から再開されていることもあり、今後とも、農作物への影響を最小限にとどめるため、関係機関等と連携を図りながら、迅速な情報提供や、きめ細やかな営農指導を行うなど、万全を期して対応してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩佐委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岡田委員

たくさん質問したいので、端的に聞きますので、端的に明確にお答えいただきますようよろしくお願いします。

まず始めに、昨年2回ほど視察に行かせてもらいましたが、渋谷区のターンテーブルについてお伺いしたいと思います。多分4月から県のほうがビルは借り受けて、それから改装等を今されていると思うんですけども、どういう工程まで進んでいるのかっていうことと、今年度の予算状況について教えてください。

新居農林水産部次長

岡田委員から、ターンテーブルについての御質問を頂きました。

まず、現在の状況を申し上げます。昨年度末に、施設の設計業務が終了いたしまして、その設計書をもとに現在は、例えば、もともとペットの専門学校だったところを、今度、ホテルに変えるということで、建築基準法という用途変更の手続を進めているところでございます。

あわせて、旅館業法の申請でありますとか、それに伴う消防法の関係の届出でありますとか、そういった許認可業務を渋谷区さんと調整を進めているところでございます。

それと予算の状況でございますけれども、事業費ベースで申し上げますと、まずリノベーションにかかる委託費の部分でございますが、これは2億450万円を計上させていただいております。それから、これ賃貸ですので賃料といたしまして5,000万円、これを当初予算で計上させていただいているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。そしたら、現状はまだ工事にかかる前の段階であって、許可申請されているだけですねっていうのが1点と、2億450万円の支払先を教えてください。

新居農林水産部次長

まず、申請の状況でございますけれども、事前の協議も進めてきておりまして、めどとしては7月中に事前にとっておかなければいけない全ての許認可業務が終わりますので、7月から着工させていただければと考えております。

それから委託先でございますけれども、三つの会社の共同事業体でございまして、DIY工務店、フォレストバンク、それからゲンボクという三つの企業になっております。

岡田委員

わかりました。じゃあ、その許認可業務は7月中に終わるという話なので、改築されていくのがそれ以降になるという話ですね。

それと先ほど3社が委託先という話だったんですけど、この3社っていうのは、去年どのようにして選ばれたんですか。去年、経済委員でなかったのが中身がわからないんですけど、3社っていうのが決定された方式と、それとこの3社で支払われる割合っていうか、3社が合同会社を作られているので、そのまま委託料が全部支払われるのか、1社ずつ幾らかでいくのかっていう支払状況はどういうふうになるんでしょうか。

新居農林水産部次長

まず、この3社を選んだ経緯を申し上げますと、平成27年度におきまして、この施設をどういうふうにしていくかという基本構想を作りまして、平成28年度当初予算に、事業費を認めていただきまして、その議会の議決を待って、平成28年の3月から4月にかけて、企画選考という形で公募をいたしまして、2社申込みがあり選ばれたのがD I Y工務店の共同事業体ということになっております。

事業費の委託料の支払先につきましては、D I Y工務店が県との窓口になっておりますので、そこにお支払いするというごさいますけれども、その3社でどういうふうに資金が分かれていくのかというのは、こちらでは把握できていないというところがございます。

岡田委員

では、平成28年の3月から4月に委託先を選考されて、2社っていう話なんですけど、何が違ったからここにされたんですか。

新居農林水産部次長

選考時の2社の違いでございます。まず、おしやれなりノベーションをするという観点でいきますと、2社ともすばらしい案を出していただけたのではないかと思います。

ただ、この事業スキームは、県から委託した事業が、まず土地の適地の探索、それから新たにリノベーションする設計業務、それと改修業務まででございますが、これに条件が付いておりまして施設が完成した後は、その施設を県からその事業者に移賃して、運営するという条件になっておりました。

その中で、いかに徳島県をブランディングしていくとか、徳島県の商品をどういうふうにして首都圏で売り込んでいくか、こういうところの運営の企画案がD I Y工務店の共同事業体のほうが優れていたということで、審査委員は外部の方ばかりだったんですけれども、そういう評価だったと記憶しております。

岡田委員

その選ばれた2社を選考された選考委員っていうのは、県の職員も入っていたんですか。先ほどの説明ですと、外部の人が決めたみたいな話でしたけど。

もう一つは、東京に作るんですけど徳島県の企業さんっていうのは、どれぐらいの割合でこの仕事に関わっているんですか。それとも、そういう基準は関係なく、先ほど次長がおっしゃった、おしやれというキーワードで選ばれたんですか。

新居農林水産部次長

この選考委員会につきましては、これは全て外部の方で、各分野の専門家の方をお願いしたところございまして、県の職員は選考委員会には入っておりません。

それから、今、申し上げたD I Y工務店の3社の共同事業体ですけれども、3社とも県内企業でございまして、ただ実際に、その不動産を探す業務でありますとか、東京で実際に施工する業務っていうのは、一部ではございまして、この共同事業体の東京の提

携企業に再委託するっていうところもございます。

岡田委員

そしたら、その委託先が再委託をして、その中の今後の改装とか改修とかっていうのをしていかれるということなんですよ。

この2億450万円っていうお金を委託したので、県としては委託先のお金の動き方っていうのは、どのように監視していくのか、調整していくのか。今、県から出したものがその委託先でどう使われたかというのが、不透明であるということが一つ問題になっています。今からされる事業であり、その再委託先に流れていくという話なので、どのように公平性、透明性っていうのを担保しながら、チェックしていく予定ですか。

新居農林水産部次長

委託料の支払先のチェック方法でございますけれども、まず、全ての許認可申請が終わりましたら、許認可業務の中で、ここをこうしてください、配管をこうしてくださいという微調整がございます。

そういったものも全部整った状況で、再委託料の中身も含めた形で、全て県のほうに報告を頂くことになっておりまして、それが多分、来月提出されると思います。

それをもって、私どもがチェックするわけでございますけれども、最終的なそのチェックであるとか、施工確認につきましては、県土整備部の専門家にもお願いしましてチェックしていくような体制を今、取っておるところでございます。

岡田委員

是非、そのあたりの細かいチェック、専門家の方のその適正価格かどうかということを含めてしていただきたい。もう一つは、今そのおっしゃった再チェックがあつて、その許可申請で設計変更があるかもしれないというような話だったんですけど、もしそのときに、今のこの予算が、膨れていくっていう可能性はあるんですか。それとも、もうこの中でやってくれっていうような話なんですか。

新居農林水産部次長

少額ですが、微調整で金額の差異は生じてくると思います。それが少なくなることはないと思ってますけれども、仮に少なくなった場合は、委託料でございますので、その分、減額させていただくということが当然かと思えます。

ただ、増額した場合につきましては、元々の企画でこの額でやると委託先から上がってきてるわけでございますので、増額分については県から改めて支出することは、今のところないと考えております。

岡田委員

今年度の事業で一番注目されている事業であると思えますし、世界三大スポーツ大会開催で宿泊の問題も言われてますので、これからも宿泊インバウンドを含め、いろんな方の宿泊っていうのと、徳島県産品の食べられる場所っていうので、レストランの運営等々が

非常に期待されておるだけに、非常に注目が集まっていますので、ほんとその細かいところの経過報告を今後も委員会で是非していただきたいと思います。文書が無理だったら口頭でもいいんですけど、9月議会になったら、言われてるような許可が下りて、こういうふうな取組してますよっていう、話が聞けるんじゃないかと思いますので、是非、そのあたりは細かく報告していただけるようお願いしたいと思います。

それと賃貸料が5,000万円っていうことだったんですけど、それは今年だけ5,000万円なんですか。

それと、運営委託も含めて、その選定委託先の企業を決めたっていうお話だったんですけども、その運営の委託費っていうのは、幾らですか。

新居農林水産部次長

今年度は、4月7日から賃貸を開始しておりまして、5,000万円は、365日の金額になっておりまして、今年度は5,000万円を若干下回ってる数字で賃料は発生することになっております。

それと、運営が実際始まったの経費でございますけれども、毎年賃料は5,000万円、これは支払先として、東急電鉄さんが持っておられるビルを、その資産管理会社であるジャパン・アセットマネジメントっていう会社が東急電鉄から借り受けた形になっております。

私どもは、そのジャパン・アセットマネジメントに毎年5,000万円を支払っていくということになっております。

それからこの事業は、先ほど申し上げたとおり、完成するとD I Y工務店の共同事業体に転貸して運営をしていただくということにしておりますので、その転賃料として、毎年、そのD I Y工務店の共同事業体から2,000万円の賃料を県に返していただくというスキームになっております。

岡田委員

先ほどの話だと、県は毎年5,000万円出して、それで貸し付けた、実際運営されているD I Y工務店からは県に2,000万円返してもらう。徳島県はトータルでいうと、3,000万円も毎年ずっと出し続けるという今の話なんですね。

そしたら、県が5,000万円を支出して2,000万円が戻ってくるっていうその2,000万円という金額がどうやって算出されたのかっていうのと、徳島県が3,000万円をずっと出し続けるっていう妥当性というか、その金額を計算された根拠となるものは何でしょう。

新居農林水産部次長

県の持ち出しは毎年3,000万円発生するということでございます。まず、2,000万円をどうやって決めたかでございますけれども、その事業者の企画選考の折に、運営する際に、賃料は幾ら払えるのかと、それも企画選考の中で出していただきまして、それも判断材料になったところでございます。

企画選考の中では、そのときはまだ物件が決まっていまして、仮に5,000万円の物件の規模で改修して、それを転貸したときに2,000万円の賃料を返すというのが企画選考で上がってきたのでございますので、それをそのまま採用したところでございます。

一方、県としては、その3,000万円が毎年出していくのに適切なのかなのかというところでございます。これを私たち、いろいろ考えたわけですが、そもそもこの施設の目的としては、首都圏において情報発信等、徳島県のブランディングをする施設と位置付けております。まずはそこにかかる経費ってということでございます。

じゃあなぜ、5,000万円支払って2,000万円しか返ってこないかということでございますが、通常のホテルとかレストランの営業と違いまして、例えば、食材は100%は無理なんですけれども、できるだけ徳島県のものを使ってPRしていただく、建材はできるだけ徳島のものを使って建材とか家具とかをPRしていただく、当然、藍染めとかそういうものが入ってくると思います。

その中で、例えば食材に着目しますと、今、レストランの食材の原価率が、大体20%から30%ぐらいじゃないかというふうに言われておるわけですが、実はDIY工務店からの計画書の中では、40%っていう非常に高い原価率が上がってきておるわけでございます。

当然、私どもからも、こういったものを食材に使ってくれとか要求していきますし、それに応えていただくためにいろんな送料の問題ですとか、もろもろ考えますと、多分40%ぐらいにはなっていくんだろうと考えております。

あとこれはいわゆるドミトリーですので、相部屋もございます。そういったところは、いま首都圏の傾向を見てみますと、外国人の比率がやっぱり日本人より高い状況になっております。

この施設は、もちろん世界に徳島をPRするという観点からも、外国人の方にも来ていただきたいわけなんですけど、余り外国人ばかりになると、私どもの目的も達成しにくいので、例えばその予約を取るときに外国人の枠をちょっと狭めにしておくとか、そういったところもございまして、民間の能力でフル稼働するよりも若干、いろんな制約が掛かってまいります。

そういう部分について、やはり満額の家賃を払って健全な経営していくっていうのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えておりまして、県から見るといわゆる広告、宣伝、ブランディング効果、それとDIY工務店が適正な経営状態で保っていけるか、そういうことを勘案して、この3,000万円が妥当でないかというふうに、現在考えているところでございます。

岡田委員

今の説明やったら、徳島県材使ってくださいとか、徳島の食材いっぱい使ってくださいよって言って、普通に民間でされてるところはいくらでもあるし、東京においても徳島の食材使ってくれてるところをいろいろ認定されてますよね。今までに農林水産部でも、そういった県産材を使ってくださいっていう方に対して、全部補助金とか助成金とか出してたんですか。

新居農林水産部次長

もちろん東京や、全国に徳島県産食材を優先的にというか、たくさん使っていただいているレストランがあるのを承知しております。そういうところに対する補助金っていうの

は、私が知る限りではなかったと考えております。

ただ、今後、このターンテーブルに対する転貸契約を結ぶときに、県からこういう運営をしてくださいという制約をいろいろ付けていくわけでございまして、いわゆる、何ていうんでしょうか、採算ベースに乗っていくラインで県産材を使っただけケースと、今回のように制約をある程度設けて、それでは採算に乗らないけど使えますという制約をどういうふうにしていくかっていうのを、今後D I Y工務店と詰めていくようにしておりますので、これまで徳島県産食材を使っただけにしているレストランとは、またその県産材を使用する割合も差が出てくると考えております。

岡田委員

今まで県産食材を使ってくれていたレストランとか、いろいろな施設に対しての説明ができるように。その原価率40%は非常に高くて、レストラン運営ではなかなか考えられる数字ではないと思うんですけど、そこで100%徳島県産食材という保証もされてない話です。だからそこまでは理由が、今のところあんまり見えてこないんで、特化するんなら特化する位置付けと理由がもっと必要だと思うし、今の話聞いてたら、徳島県のまあ言えば広告費とかブランディング費に、3,000万円払わなければいけないのかなっていうようにしか聞こえなかったんで、その中身がもう少し、じゃあ徳島県のブランディングをどうしていくのかっていう部分も見えてこない、その投資が高いか安いかっていう比較する対象がないので、価格の判断ができないんです。ただ県費3,000万円って非常に大きい金額ですし、それに投資する価値を見い出せるような、資料なり提案なり納得できる情報提供を今後、議会にもしてほしいと思います。

これはまた、9月議会以降も、1年間通じて質問していくっていう話と、3,000万円を毎年支払わなければいけない話なんですけど、この契約は何年契約で募集してたんですか。

新居農林水産部次長

契約につきましては、まずジャパンアセットマネジメントさんに徳島県が転貸を受ける期間が5年間、正確に申し上げますと、平成29年4月7日から平成34年3月31日までの定期借地権計画でございます。D I Y工務店に対しては、完成後、しゅん工確認してそれをまた、更に転貸するわけですが、その始まった日から同じ平成34年3月31日までの貸付ということになります。

岡田委員

その貸付の5年間は、そのチェックをどうされるんですか。毎年、会計検査なり報告なり、また議会にそれを報告するというような、徳島県としてチェック機能をどうされていく予定なんですか。

新居農林水産部次長

チェック機能でございます。やはり転貸する以上、こちらが運営するわけではございませんので、そういうチェックをすることが一番大切だというふうに考えております。

現在、そのチェックの方法でありますとか、先ほど岡田委員からもお話しいただいた、

県産食材の割合ですとか、収支から含めた全てのことについて、毎年度、一応報告をもらう方向で調整しているところでございます。

その報告を見まして、県産食材の利用率だけではなくて、どんなイベントをどうやって、何人ぐらいの動員があったんだとか、それがどういう影響があったのかとか、そういう分析までしていただいた上での報告を頂こうということで、今D I Y工務店と協議を進めているところでございます。

岡田委員

是非チェック機能を果たせるような仕組みを作っていただくようお願いしたいのとともに、元の契約である県産品とか県食材を使うとか、徳島県のPRであるとか、先ほど言われた藍染めの商品、そういった徳島県材での内装というようなお話もありましたので、それをどういうふうに、東京で展開しているのかということも含めてチェックを是非していただきたいと思います。まだ先の話なので、今後その内容が決まりましたら、聞かさせていただきたいと思います。ターンテーブルについてのその話は、これでおきたいと思います。

次に、このあいだ、貞光食糧工業がテレビ番組で取り上げられてまして、イスラムのハラール認証について取り組まれているということで紹介されていたんですけど、今回の本会議でも須見議員からの質問にあったんですけど、いまハラール認証の取組について県内ではどのようなになっているのでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

ただいま、岡田委員から御質問いただきました、貞光食糧工業さんの事例をまず御紹介いたします。

貞光食糧工業さんは、東南アジア等からのインバウンド、主に国内需要を取り込むということで、ハラール認証取得に取り組まれております。それで、国内のハラール認証機関の最終的な監査を終え、今月末にも登録認証がされる見込みと聞いております。

岡田委員

ありがとうございます。そしたら、県内のほかの企業さんでそのハラール認証を取ろうとされているところは、幾つかあるのでしょうか。

またそれに合わせて、取ろうとしているけど難しいから、どうしたら良いのかという相談に対する指導、支援をされている現状はあるのでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

県内のハラール認証取得の状況でございますけど、現在、貞光食糧工業さんの認証取得も含めて17事業者で85商品サービスが認証をされております。

それで新たにハラール認証取得を希望される方につきましては、当室へ御相談に来ていただいて、適切なアドバイスなどをさせていただくという体制を取っております。

具体的には輸出サポートセンターにおけるワンストップでの相談、それから、ジェトロさん等々連携した研修会、ハラール認証取得の研修会の開催、それから具体的にハラール

認証をするときの経費といたしまして、必要な経費の2分の1を助成する補助事業なども用意してございます。

それから国内でのハラールの展示商談会も徳島県がブースを借りて、出店事業者を公募してそこに来店していただいて、積極的な売り込みをしていただくような取組をしてございます。

岡田委員

今回、知事の答弁の中でも、ハラール市場が16億人いるという計算でというようなお話でした。今後のその認証取得をすることによって、ハラール市場への徳島県産食品、食材の進出というのを、それと先ほど、貞光食糧工業さんのようなインバウンド対象というのをこれから2,000万人、4,000万人と言われている、その市場もかなりあると思いますので、是非積極的に支援をしていただきたいと思います。

それともう一つ、ハラール認証は、イスラム教の法にのっとって、さばいた鳥とかを認証されてるんですけど、その味とか、品質とか、規格があるから、それ以上のものであるというのは当然なんですけど、おいしさで徳島の食材をアピールするような方法は、どのような状況になっているのか。

ハラール認証は今認証を取ることでしか、情報として流れてこないんですけど、イスラム教の方たちがどのようなし好があって、どういうふうなものなら売れるというところの調査とか研究は、されているのでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

今、岡田委員がおっしゃいましたように、商品が売れていくには、おいしさ、それから安全・安心というところ、その要素は必要であると思います。

ハラールを認証する過程で一定の安全性につきましては、チェックされていますけど、おいしさについては、検査項目には入っていないということなんで、当然、輸出していきこうという相手国のターゲットを絞り込んで、そこでのニーズや、し好を十分調査して商品づくりをした上で、認証を取って輸出するというのが、一番効率的な輸出拡大にもつながるものと考えております。

岡田委員

ただ、イスラム教の多い対象国といっても、その国の所得格差がありますので、どの国のどういうふうなところをターゲットに絞っていくかっていう戦略を立てていただきたい。徳島県は、おいしい食材、おいしい農水産品っていうので売っているの、おいしさっていうのがアピールできるような取組も、是非、考えていただきたい。それと、この頃ハラール市場を目指してという話をものすごくよく聞くので、多分、市場競争原理が働いていて、幾ら16億人の対象者がいたとしても、日本のみならず、いろいろな国でもう取り組まれている話ですんで、そこの中での競争で勝ち抜いていくためには、徳島ならではの選択とその挑戦する上での方法っていうのを見い出していきたいと思います。

まだ、私もよくイスラムの方たちのし好というのは分からないので、そのあたりは県内に来ている方たちに聞くなり、いろいろなコミュニケーションを使って、早く察知してい

ただいて、その16億人のうちの10億人ぐらいが徳島の物を食べてみようっていうぐらいに、是非、頑張っていたきたいと思います、これは、ほんまに頑張っていたきたいということで質問させていただきました。

それともう一つ、須見議員の本会議での質問に対して、香港最大の飲食グループと提携し県産食材メニューを定番化するっていう答弁があったんですけど、これは具体的にどういう話ですか、県産食材メニューの定番化っていうのは何を指すんでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

ただいま岡田委員から御質問を頂きました、香港での飲食グループでの定番化という話でございます。

商品の販売流通につきましては、業務需要と量販店などで一般消費者の方々に提供していくという、大きく二つの手法があるかと思います。香港につきましては、なると金時をはじめ、一定の流通実績、輸出実績がありますことから、今後は業務需要を獲得して一定の太いルートを構築していきたいと考えております。

それで具体的には、現在、まだ協議中でございますが、香港資本の香港最大のレストラングループと、その関係飲食店において、徳島県産品のなると金時とか、すだちとか、しらすとか、とり肉、それから卵、鳴門わかめなどを使った料理メニューを開発していただきまして、一定期間提供していただくことで徳島県産品をアピールし、その需要を高めていきたいと考えております。

岡田委員

じゃあ、そのレストランで直接、徳島県産のものを食べられる態勢を作ってくれるっていう話なんですよ。

実際、香港市場っていうと外食がほとんどで、家で料理しないというような市場ですので、そこは、すごく非常に期待できる市場なのかなと思いますね。

ただ、一定期間と言わずに、もうずっとできるような交渉ができるように、評判が良ければ長期継続というか、それぞれの新しい食品もできてくるような話につながっていくかと期待しますので、是非、今回の試みがうまくいまして徳島県の信用を上げてもらうとともに、徳島県のおいしさをPRして、徳島県産品を使ったらその店の売上げが上がったと言ってもらえるような結果となるように、総力を挙げて頑張っていたきたいと思います。

それともう一つ、農林水産部さんをお願いしたいのは、先ほど言ったそれぞれのチェック機能という意味で、余りにも資料提供がなく、いろいろなことがものすごく同時進行で進んでいますので、先ほどのハラールの話もそうですけど、輸出に関してもそうですし、そして、ターンテーブルの中の運営方法もそうですけど、個々に決まったら決まったで、この委員会に是非、資料を出していただくか、報告していただくようお願いして終わります。

高井委員

私も岡田委員から今、お話があった輸出の件と、あとターンテーブルについて少しお聞

きしたいと思っております。

ハラル認証されている事業者は、県西部にもあるんですが、随分高い付加価値を付けて評価も高いようですので、先ほどからお話があったとおり、是非引き続き頑張っていたきたいと思えますし、御支援のほどお願いしたいと思っております。

今回の補正予算にも入っております、この輸出植物検疫協議の迅速化事業ということで300万円ついております。正に本会議で答弁があったとおり、輸出額を2018年度には11億円というまた高い目標を設定し、更に10年後には3倍にということで、大変高い目標を設定されておりますので、これに向かってどんどん輸出額が増えていけば、徳島県内の農家の方々は、大変大きな一つの希望がもてるのではないかなと思っております。

順調に伸びている中で、この検疫というのは一つの大きな課題でありましたので、この度の補正予算で入ったこの事業で、スムーズに進むように少しでも向かっていくのであれば素晴らしいと思えますが、まず、この事業について少し説明をお願いしたいと思います。

新居農林水産部次長

高井委員から、6月の補正予算で出させていただいております輸出植物検疫協議迅速化事業についての御質問を頂きました。

御指摘のとおり300万円でございます。これは、国からの委託事業になります。実は国が政策目標として平成32年に農林水産物食品の輸出額の1兆円を超えるという目標を定めておるところでございます。これを達成するために一つの大きい障壁になるのが、委員がおっしゃる植物検疫でございます。

現在、この植物検疫二国間協議に要する期間が9年と、非常に長い期間かかっているところでございますが、これを国の目標としては3割削減して6年に短縮したいという目的の中で、各都道府県に様々な事業を委託されたところでございます。

どういうことかと申し上げますと、この協議期間を短くするために、いろいろな検疫に関係するデータをそれぞれの都道府県の得意な分野で集めて、それを国でプールして、それを各都道府県に共有して有効に使っていこうと、こういう事業でございます。

徳島県に割り当てられている事業といたしましては、徳島県もEU向けにゆずの輸出を頑張っておるところでございますけれども、このゆずは、かんきつ病にはかからないというふうに言われておるんですが、これを証明するために、今年度150万円かけて、調査していくところでございます。

今はそのかんきつ病に、もしかかってたらということで、次亜塩素酸ナトリウムと薬剤につけて出しておるんですけれども、こういうことをしなくてもよいようにする措置でございます。

もう一つは、害虫でありますとか、今、申し上げたかんきつのかいよう病、こういった6種類について、市町村単位でどういうふうな発生状況があるかというのを調査して、国に報告すると、これも150万円でございますけれども、こういった事業でございます。

高井委員

正にお話にあったとおり、それこそ、農産物は多岐にわたる中で、その産品によって、また相手国によって、害虫の発生状況やいろいろな病気の種類も多岐にわたるものですか

ら、非常に難しいところでもありますので、こういう事業こそ、現場単位で県が取りまとめて国へ提言してデータベース化して共有化するっていうのは、非常に大きな価値があると思います。本当に検疫に9年かかるということでしたが、6年でも、まだそれでも長いかなと思うぐらいの話ですので、今の時代ですからどんどん、データ化して、いろんなところでこの検疫が、早く終わるように進んでいけば良いと思います。

相手国がある中で、国内の病虫害の発生状況であったり、地域によってもまるっきり違いますし、強みのある産物も違います。是非、徳島ならではの、ゆずやすだちといったものは、私はEUにどんどん売れていくと思いますし、私の地元の県西部では、はっさくが有名でございます。そうしたものも、欧米にはこの甘酸っぱい果物っていうのは、なかなかないと思いますし、触れていただければ、まだまだ市場拡大の大きな余地はあるんじゃないかなと思います。

是非この点、市町村ともうまく連携しながら、また現場の意見も集約しながら進めていただきたいと思っております。

この輸出額を、10年後に3倍に増やしていくまでの道のりですけれども、どの産物を強く押し出していき、どうしたことを進めていくのか、今の方向性やお考えがあればお願いいたします。

山本輸出・六次化推進室長

高井委員から30億円を目指すための、戦略的な方策と考え方はという御質問を頂きました。

輸出戦略は、平成25年に策定し、とにかく徳島のブランド産品、加工食品も含めて、その価値を伝えるために重点国、チャレンジ国、いろいろ国を分けて、チャレンジしてきたところでございます。

それで今回、報告もさせていただきましたように、約9億円というところまで伸びたわけですが、今後拡大していくためには、これまで官民一体となって取り組んできたこのルートを、より太くしていくことが非常に大切ではなかろうかと思っております。

それで、徳島県のブランド生鮮品、なると金時や、阿波尾鶏はもちろんのこと、先ほどおっしゃいました、ゆずとか、はっさくとかも当然、含まれているわけなんですけど、そういう良さを分かっていたくことによって、年間通じて出荷できる加工食品を、今後、伸ばしていきたいと考えております。

加工食品になりますと、検疫の課題もある程度クリアできますし、季節も選ばず年間通じて需要があるものは、こちらで作って供給できるというメリットもありますので、加工食品を今後伸ばしていきたいと考えているところでございます。

高井委員

正に今、県、国、市も目指している、六次産業化にも大きな拍車がかかっていくと思いますので、加工食品の輸出に向けても、是非お願いをしたいと思います。

どうしても日本国内の市場が人口減少で縮んでいく中では、やはり外へ向けてもうかるところに良いものをどんどん売り出していくというのは、ほんとに日本の大きな成長戦略の柱であると思いますので、是非、官民ルートの連携を太くするとともに、農産品を作っ

ておられる現場ともしっかり連携をしながら取り組んでいただければと思います。

香港の定番メニュー化を目指す話もありましたが、それとともにちょうど、本会議で香港との定期便が就航する可能性も、お話がありまして、非常にいろんなことがうまくつながりつつあると思っておりますので、こうした流れを後押しできるように頑張っていきたいと思います。

もう一つは、さっき岡田委員から話がありました、ターンテーブルの件について、少しだけ私もお聞きしたいと思います。

今概要はよく理解できましたし、いろんなことを知恵を絞って、これからやっていかなくってはならないところだろうと思いますが、広告宣伝費や県産品を使うことで、年間3,000万円の支出についても、メリットがあるのではないかという判断をしたということでした。

これから、7月に許可が出て建築をして、スタートするという運びになると思うんですが、そのスタートできるめど、いつぐらいに完成して宿泊を受けられるようになるのか、そうしたタイムスパンみたいなものがあれば、まずお聞きしたいと思います。

新居農林水産部次長

高井委員から、ターンテーブルの今後のスケジュールについての御質問を頂きました。現在のところ、はっきりめどが立っているのは、7月から着工できそうだというところでございます。

それ以降は、ほんとの見込みという形になってしまうわけでございますけれども、その企画提案のときでは、工期を大体5か月と頂いておりますので、予定どおりいけば年内に完工できるのかと考えておりますけれども、そこについても、今後、許認可の関係でどういふことがあるのかというところでございます。

それから、全く私どもでは想像がつかない外的な要因でありますとか、そもそも、今、首都圏では、建築工事の需要が急迫しておるところがございますので、そういったところも勘案しながら、まためどが立ちましたら、経済委員会でも報告させていただければと考えております。

高井委員

ちょうどオリンピック需要で、大変工事や資材も高くなったり窮迫したりしている状況もお聞きもしておりますし、多分前回の、東京オリンピックのときも、そうだったんだろうと思いますが、いろんな変動要因というか不安定要因もあるだろうと思いますので、順調に進んでいけばいいなとは思っております。

ただ、平成32年にオリンピックがもう決定していて、そこに向けてまでには必ず間に合うんでしょうか。むしろ、その心配しているのはその後のことでございます。オリンピックが終わった後も、県として作ったものは引き続き、これを支援していくようなことになるんでしょうし、できればここを拠点に、県産品がどんどん出ていき相乗効果が出ていくような方向性になっていくことを期待したいと思うんですが、まずは5年間の契約というお話がありましたので、多分それから先のことは全く未定なんだろうとは思っています。

ただ、今の契約上は、例えばこの平成32年のオリンピックに向けて、ターンテーブルが

できて非常にもうかるようになったとしても、県としては委託をしているわけですから、もうかった分はこのD I Y工務店、共同事業体のもうけになるだろうと思います。損益が出ても、恐らくここがそれは責任を持つだろうと、県としての責任は毎年3,000万円の支出をしていくということに、まず、5年間はなるんだろうと思いますが、なかなか先々の見込みを考えるのは難しいかもしれません。しかし、当初予算で改築費を2億450万円という大きな額を出して作っていくわけでありますので、やっぱり長い目で見て、いろんなことをしていかなければならないと思いますが、今の段階では言いにくいかもしれませんが、是非、オリンピック需要の後もいろいろと知恵をしばって考えていくように、県も主体的に、任せた後もいろんな形で関わっていくようにはなっていくんですよね。その点はしっかりやっていただきたいと思います。見通し等があればお願いします。

新居農林水産部次長

5年間の契約後のお話を頂きました。なかなか先のことで、今からどうこう言うことは難しいわけですが、当然5年後の契約が切れるときには、D I Y工務店がこのターンテーブルをしっかりと運営していただけたのかどうかというのは、その時点で評価をして、その評価に基づいて継続的にやっていただけるのか、それとも、また違う事業者をお願いするのか、違うスキームを考えていくのかというのは、現時点からでも想定しておかなければいけないので、その点を含めて、転貸借契約の中でも折り込んでいこうと考えておるところでございます。

寺井委員

お米のことについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

御存じのとおり、米の世界が食糧管理制度もなくなったり、いろいろな中で低迷をしてくている。お米が安いから、耕作放棄地が増えてきておるといような話であるわけですが、徳島県は、大体1万3,000ヘクタールぐらいが耕作面積かと思うわけですが、その中で農家の80%が栽培をしておる作物がお米であるわけですが、

その中で、米の低下によっていろいろなことが起きてきておるわけですが、飼料米とかの話も出てきておりますけれども、この米価が低迷している中で、これからに向けて県はどのような対策を今までにされてきたのか、お聞きしたいと思います。

貞野農林水産総合技術支援センター経営推進課長

米価の低下に対して、県はどのような対策を講じてきたのかという御質問でございます。

特に、平成26年に米価の低下がありまして、同年には水田農業緊急対策本部を立ち上げております。この中で推進方針を策定しまして、国の経営所得安定対策を活用しました飼料用米等の新規需要米の推進でありますとか、県産酒米の需要拡大でありますとか、それから大規模農家への農機導入の支援などに積極的に取り組んできたところでございます。

特に飼料用米につきましては、飼料用米それからW C S推進プロジェクトチームを、これも同じく平成26年の10月に設置しまして、多収品種の導入促進でありますとか、それから耕畜連携によります地域内流通の推進、それから専用機械の導入支援などによりまして、

飼料用米につきましては、平成27年度では前年度の約5倍になります983ヘクタールまで拡大をしたところでございます。

また酒米につきましては、新たな酒米の産地育成を図るために、栽培技術の確立でありますとか、醸造適応性試験の実施、それから昨年になりますけれど、地酒ブランドの阿波十割の創設によりまして、県産酒米の需要拡大などにも取り組んでおります。

平成27年度あたりから、全国的にも飼料用米の推進に取り組んでおりますが、本県でもこれらの取組によりまして、平成27年度、平成28年度と2年連続で生産調整を達成しております。

平成28年産の相対取引の価格は、これによりまして60キログラム当たりですが、約1万4,000円で、平成26年産の1万2,000円と比べまして、2,000円程度上昇しまして平成25年産の価格ぐらいまでは回復したというようなところでございます。

寺井委員

お米が余ってるという中で、消費の世界もお米を食べないという世界もあったわけでございますけれども、今のお話によると、平成26年から米価が下がってきている中で、飼料用米、それからWCS（稲発酵粗飼料）、酒米ということでいろんな方面に、お米の生産目的が広がってきたわけでございます。いわゆる飼料米ができたということで、特に阿南市も飼料米に一気に切り替えた中で、昨日も実は農業会議の研修会があったんですけども、阿南市農業委員会の萩野会長さんがおっしゃるのに、農林水産省が、今後どうしたらいいかっていうと、もう飼料米ばかり作ったらいいというようなお話もあったようでございます。飼料米の価格が安定してるという現状があって、非常に取り組みやすいということもあるわけでございますけれども、御存じのとおり、徳島県には日本晴という、奨励品種がありまして、それはもう関西のすし屋さんを押さえてるというぐらい、非常に人気があったという話は聞いてるんですけども、1万3,000ヘクタールぐらいの耕作地の中で、飼料米や食用米っていうのはどのぐらい作られているんですか。

多分、3石だったら450キログラムですから、500石でも7万トンぐらいかなと思うんですけど、その中で県外へどのくらい出てるのか分かりますか。

岩佐委員長

小休します。（11時37分）

岩佐委員長

再開します。（11時38分）

貞野農林水産総合技術支援センター経営推進課長

県外への販売でございますが、JAからの販売で3,600トン余りでございます。それから、全農関係等で2,190トン余り出荷をしております。

寺井委員

トータルで5,700トンぐらいですね、生産量からいったら少ないのかなと思います。逆

に、今も来代副委員長がおっしゃいましたように、県外からたくさん入ってきてる状況もあるようでございますけれども、飼料米が随分と増えてきて、WCSという話もありました。

実は、WCSは農家にとっては非常に有り難い制度でございまして、田植さえしておけば、後は刈取りをやっていわゆるラッピングをしていただけるということで、ほんとにコンバインがいらないので、非常に有り難いんですが、御存じのとおりもう徳島の畜産、いわゆるWCSを使ってやれる対象の畜産農家がいなくなってきましたよね。

同じ農業といいますか、徳島にとっても、水田と野菜を複合経営が基本になる中で、WCSをみんながするということはないんですけれども、上手に使えば、非常に農家にとっては有り難いんです。これは先ほども言われてたように、耕畜連携がないといけないんですけれども、私が思っているのはやっぱり、WCSを使った農業といいますか、米作りができるような状況を作るためにも、しっかりと畜産の振興もやってもらわないと、畜産がどんどん、TPPの問題とかの中で減ってきておりますので、徳島の農業として取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この点はいかがですかね。

栗田畜産振興課長

ただいま、寺井委員からWCSの取組につきまして、御質問いただきました。WCSにつきまして、まず御答弁させていただく前に、各畜種におきましての主たる餌であります配合飼料の状況につきまして少し御説明をさせていただきます。

配合飼料につきましては、現在為替の影響もございまして、平成28年の10月から12月時の単価につきましては、全畜種を平均いたしまして、1トン当たり6万1,800円でございます。

これは約10年以上前の平成18年の同時期に比べまして、1万9,100円上昇しているという状況でございまして、今年度も引き続き上昇傾向にあるのではないかという予測も立っているところでございます。

こうした状況の中で、配合飼料が高騰いたしますと畜産農家につきましても、畜産経営を圧迫するという状況がございます。

ですから、国内で飼料自給率を高めて、畜産におけます低コスト生産を確立するということが非常に重要であると考えております。

そういった中にありまして、寺井委員から御質問のあったWCS、稲発酵粗飼料につきましては、牛、特に乳用牛につきまして、非常に有効な飼料でございまして、そしてまた年間を通じ、特に冬の時期につきましても安定的に供給することが可能というところでございます。

また、寺井委員からの御発言にもありました、刈取り等はコントラクターが作業してくれるという手間いらずなところもございます。

以上により、やはりWCSの有効活用というのは耕畜連携を図っていく上でも、有効な手段ではなかろうかと考えているところでございます。

実績といたしまして、県内では平成28年に235戸の農家の方々が、208ヘクタールでWCSを生産いたしまして、畜産農家では延べ57戸が御利用いただいているという状況でございます。

今後とも、畜産農家、耕種農家のニーズを踏まえまして、双方にメリットのある耕畜連携を図るために、またWCSの有効活用につきましても、部内連携いたしまして対応したいと考えているところでございます。

寺井委員

実際にたくさん作られて、また57戸の畜産農家が利用してる、非常に有り難いんですけども、先ほども言いましたように、県内全体でWCSが作れるようにしていただければ、非常に有り難いと思っています。

もう一点、飼料米について、これはもう全国的に作付けが行われておるようでございますけれども、この飼料米を利用して徳島の場合は、家畜に餌をやるわけですから、それを使った、いわゆる畜産のブランドみたいなものはあるんでしょうか。

栗田畜産振興課長

ただいま、寺井委員から飼料米を使った畜産のブランド化ということで、御質問を頂いたところでございます。

どういう飼料米を使って、どういう畜種のブランドを作り上げていくかというところで、明確なものがあるわけではございませんが、今後、畜産ブランドを磨き上げていく中におきまして、当然、飼料衛生管理の中で、こういった飼料を使うか、こういった餌を与えていくかといったところも、重要なことではなかろうかと考えているところでございます。

今後、畜産ブランドを磨き上げていくことにつきましては、安全・安心、そして、こういった餌を使っていたか、そういったストーリーの部分もしっかりと確立をしていき、本県の牛、豚、鶏、こういった畜産ブランドが国内外にもしっかりと販路拡大できるように、私どもも取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

寺井委員

済みません、非常に慎重にお答えを頂いたんだけど、全国的に見ても、既にそういうことを取り組んでるところありますよね。今の答弁だと、徳島はまだこれから慎重にやっていくんだという話ですよ。これは将来的にやろうとしてるんですか。さっきも言ったように、阿南市なんかもう全部、飼料米を作ってもいいっていうような話も出てるぐらいですから、もう少し前向きの答えにならないんですかね。いかがですか。

栗田畜産振興課長

県内の畜産におきましては、飼料米に限らず有機飼料を用いた様々な飼育が、各畜産農家でも取り組まれているところでございます。

先ほども申しましたように、これから高い飼料衛生管理を求めていく中におきましても、そういった有機飼料、安全・安心の粗飼料というふうなものをどのように供給していくかということが、非常に大事なところでございます。

私どもも部内連携して、また関係業界、畜産農家の方々の意見も聞きながら、そのあたりは前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

寺井委員

飼料米については、前向きに捉えていただけたらいいんですけれども、将来的に一般の米作りの農家が安定した経営ができていくためには、安定した需要で取り組んでいける世界が生まれてくれれば非常に有り難いと思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。

またお米の問題でございますけれども、御存じのとおり、非常に厳しくなった中で、提言になるかもしれませんが、お米の一番は新潟県の魚沼産のコシヒカリがうまいという話になってますけれども、徳島県でも、おいしい米がたくさん作られておりまして、直販所では、農協が関係していますけど、お米を品種とは別の名前で売ってうまくいってるところもあるわけでございますけれども、うまい米とうまくない米と言ったら語弊があるんですけれども、徳島県の中でも、いろいろ差があるわけでございます。

特に土成米はうまいって言われてますんで。

それを言いたかったんではないんですけれども、いわゆる中山間に近いところでは、おいしいお米ができると言ってるようでございます。そういう生産者と同じ県民の人がほとんど消費をする世界の中でね、やっぱりうまい米をみなさんに食ってもらうように、今だからこそ、例えばお米に差をつけて売買ができるようになるとか、いろいろなことができると思うんですよね。それは今、JAが主体となって集めて売っていますので、なかなか難しいですけども、厳しい時代が生まれようとしているから、今こそ、そういう問題に取り組むべきではないかなと思うんです。特によく言われるのは、特A米の話が出てくるわけですし、香川県は「おいでまい」と言ってヒノヒカリを上手に作って常に特A米の名前が出ている。徳島県は残念ながらそういう話が出てきてない。

この温暖化も含めた中で、そういう新しい品種に取り組むとか、新しい売り方をしていくとか、やっぱり一つは農業の基本の中に、米作りがあると思いますので、そういう展開をこれからできるんでしょうか、それとも県はやるつもりはあるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

貞野農林水産総合技術支援センター経営推進課長

飼料用米の話がありまして、その次に主食用米の対応ということでございますが、当然、農家の経営安定のためには、主食用米については、品質の向上でありますとか、食味の向上、それから販路の拡大ということで、いろんな技術の検討も進める必要があると考えております。

実際に具体的には、まず品質向上につきましては、いま夏場の高温で品質がかなり低下しております。特に徳島県の主要品種でございますが、キヌヒカリにつきましては等級が落ちるというようなこともありますので、これに対しましては、高温耐性品種のアキサカリの導入が進みまして、今年はかなり広がっていくというところでございます。

あと、食味の向上につきましては、主要品種のコシヒカリ、それから新たに導入しておりますアキサカリにつきましては、今の気温に対応した肥料の散布時期でありますとか、水管理の方法など食味を向上させるような栽培技術の検討を行っていきたいと考えております。

特にアキサカリにつきましては、これから栽培面積を拡大をしていくというところで、

まだ県内外で、ネームバリューがないというところもありますので、認知度の向上というところからも必要であると考えております。

また、販路の拡大としましては、例えば、農薬を減らしたり化学肥料を減らした特別栽培米でありますとか、東京オリンピック・パラリンピックに向けてGAP導入の支援、それから地域性を考えますと、例えば県南では現在の主要品種よりも少し速い極早生品種の導入などについても検討を進めなければならないと考えております。

寺井委員

新しい品種、なかなか難しいとは思いますが、既にもうアキサカリも私の近くでも作っておりますし、コシヒカリがおいしいというのはよく分かるんですけども、この作り方が非常に難しい部分もあるわけです。新潟県は倒伏防止剤も肥料の中に入っているということも聞きます。そういう中で本当にいい米を作れるように、支援もしていただきたいと思っています。

実は、農業の根幹である水稻が我々にとりましては特に、私も実は吉野川北岸用水の役員もしておるわけですが、国や県にいろいろとお世話になっているわけでございますけれども、今は施設として、水稻を中心とした農業経営を支援するわけでございます。

しかしながら、米が安くなって、いわゆる稲を植えなくなってくるという問題も出てきておりますし、現実に農家離れもたくさんあるわけですね。一つバランス良くやっていかないと、そういう施設の維持管理も含めて非常に大変になってくる。

一番いいと私が思うのは、米を全部植えるだけ植えてやればいいなと思うんですけども、そうはいかないでしょうけれども、これから少し聞いているのは、来年から転作事業もなくなっていくと、その中で、米を作ろうと思えば作れる、だけど、お話を聞きますと全国的に調整をして、できるだけその作る量を抑えていくというようなお話も聞いております。本当にできるのかなという感じもするわけでございますけれども、やっぱり基本は米作りから農業の世界が始まるんだと思っておりますし、それは全体に、先ほど言いました、続けていかなければいけない施設の運営とか、そういうことにも全て関わってくるわけでございますので、一つ県としても、これからは精一杯、米の世界も御支援を頂きたいと思っているとこでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

岩佐委員長

今、寺井委員からも質問もありましたし、今日の朝、たまたま徳島新聞にも載っていた記事があったので関連して質問をこの場でしたいと思っております。

朝見た記事というのが、農地集積面積の話であります。この平成28年度の実績というのが出ておりました。そこでは借受希望が175件で、面積的には約340ヘクタール。それに対して貸し付けたい方の希望が419件の約140ヘクタールという記事もありまして、そこから最終的に契約に至ったものが約107ヘクタールだったというようなことでありました。

県としてはその中間管理機構等を通して、集約を年500ヘクタールを目標にはしているということだったので、その目標に対して実績が5分の1だったというようなことでありました。

そこで確認なんですけれども、契約が約107ヘクタール、貸付希望が140ヘクタールとい

うことで、残りを貸したいんだけども結局、誰も借りてくれなかったっていうのは、その差である約33ヘクタール、272件というのが、結局、貸し付けたいんだけども、借りてくれなかったという数値になるということですのでよろしいでしょうか。

水田担い手支援担当室長

岩佐委員長から、農地中間管理機構における、貸付借受希望の応募状況と実績との差という御質問でございます。本日の新聞にも掲載されておりましたけれども、これは平成28年度の数値でございます。貸付希望、借受希望延べで申しますと、平成26年の制度開始から、貸付希望が延べ356ヘクタール、借受希望が1,487ヘクタールということでございます。この貸付希望356ヘクタールの中での貸付実績ということでもあります。

先ほど年間目標500ヘクタールということもございますけれども、借受希望につきましても1,487ヘクタールということになりますので、まだたくさん必要なことになると考えております。貸付希望につきましても356ヘクタールということですので、全然足りてないという状況にあると考えておりますので、このあたり周知のほうもまだ十分できてないということもあり、引き続き対応していきたいと考えております。

岩佐委員長

延べ数だったら、一概には言えないのかなとは思いますが、結局この差なんかを見てみますと、契約に至った件数とかと、その面積割合とかいろいろ考えると、ここにも書いてある記事にもあるように、ほ場整備ができたところ、大規模ほ場なんかは集積が進んでいるのかなと。それに対して件数と残った面積っていうことから言えば、これが正しいか分からないんですけども、契約に至っていないという部分に関しては、単純に割って、1件当たり1反少々の面積になるので、ほ場の条件不利地が残っているような状況でないのかなと思います。

当然、その貸付希望が、大きいところもあれば小さいほ場も当然あるということで、一緒に借りてくれることもあるんでしょうけども、やはり、不利地っていうのが残っているのじゃないのかなと思いますが、この契約の状況というのはどのように判断されておりますか。

水田担い手支援担当室長

農地中間管理機構の転貸の実績でございますが、言われておりますとおり、実績的には大きいところ、ほ場整備が進んでおります阿南市、美波町、阿波市といった、比較的条件のいいところから転貸が進んでいる状況にあると考えております。

一方、例えば山間地といったところでは、まだ実績のない所もございますので、委員長お話しのとおり、借り手がなかなかいないというのも実状であると考えております。

このような実状でございますけれども、引き続き実績のないところに対しても周知も行いながら推進をしていきたいと考えております。

岩佐委員長

周知も含めて進めてください。記事の中には推進委員さんというのを増やして契約につ

ながるようにということなんですけれども、先ほど寺井委員からも話がありましたが、推進委員の柱となるのが、各地区の農業委員さんとかであるのかなと思っております。

ただ、今年や来年というのがちょうど農業委員会も改選の時期であったり、任命方法が変わるということもあって、農業委員さんとその下に推進委員さんというのを置くという形もあるんですけれども、いろんなマッチングの部分は、推進委員がメインにするとのことですが、今後、こういった土地集積を、各農業委員とか、推進委員さんを活用というか、お願いをして進めていくっていうことに当たって、あと農業委員会が変わるということで、そういう各地区の農業委員会でどのように連携をして進めていくのか、そういう方向性っていうか考えがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

水田担い手支援担当室長

昨年の農業委員会法の改正によりまして、各市町村に農地利用最適化推進委員を設置することになっております。

農地中間管理機構にも推進委員として、本部に6名、各市町村に貼付けということで5名おられるようになっておりますが、この農業委員会に設置をされます農地利用最適化推進委員、この方の業務の役割が担い手の農地集積や、遊休農地の発生防止、新規参入といった役割を担うことになっておりまして、正に農地中間管理機構と業務が重なる部分がございます。今年度19市町村の農業委員会で設置をされるということでございますので、農地中間管理機構の推進委員、それから市町村におかれまして最適化推進委員、十分連携した上で、農地の集積を図っていただけるよう、県としても支援をしていきたいと考えております。

岩佐委員長

各地区の農業委員とかが、やっぱり現場を一番知っていると思います。この中間管理機構に預けるに当たっても、以前にもいろいろと話はしているんですけれども、10年一括ということも一つのネックなのかなと思います。ただそれは、国の農業政策でのことなので、県ではということもあるかとは思いますが、そういう現場のいろんな意見っていうのもしっかりと吸い上げていただいて、国にも使いやすいような方策というのをまた提案をしていただきたいと思います。

しっかりと農地集積が進むこと、それによつての低コスト化、また先ほど寺井委員も言われておりましたが、飼料用米であったりとか、WCSとか、いろんな農業の展開もあるかと思いますので、今後とも各関係機関とも力を合わせて農業の振興に力を進めていっていただきたいと思います。

来代副委員長

一つだけ言わせてほしい。

補正予算が12億3,500万円、繰越しが90億9,800万円。本当にこれ、90億9,800万円の繰越しがあるんだったら補正はいらないわけ。

だけど部長、今、池田町やあるいは山間部では、せっかく作ったスイカはもうほとんど、サルとか鳥につつかれ、トマトも鳥につつかれ、アユはカワウにつつかれ、この梅雨期を

迎えて雨が降ったら土砂崩れがしないか、畑が崩れないか、雨が降るたびに心配して、一方では、岡田委員の質問に対して、次長が答えていたけれども、まだはっきりしないものに5,000万円もの補助金。

今、県民は、とくしま記念オーケストラの問題で県費の使い方にもものすごく関心を持っておる。そういうときだけに、普通はこんなときに異議なしで終わるんだけども、一つだけ申し入れたいのは、繰越しを90億9,800万円も残しながら12億3,500万円もの補正予算をくれとか、あるいは5,000万円がどうなるのか丸投げではっきりしない。ここは全部賛成しますけども、真剣に県民のことを考えて早急な予算執行に当たってほしいということを強く強く要望と申入れをして、よろしくお願いします。もし部長、何かあったら言うてください。

小笠農林水産部長

ただいま、90億9,800万円余りの額が繰り越されているということで、要望ということで、お話がございました。

事前委員会でも、御説明させていただいたところもあるんですけども、制度的に国の補正を使って、今回、前年度に、予算化していただき、やむを得ず繰り越した分もございます。

一方で早くしなければならぬところ、それが諸般の事情といいますか、用地が確保できていないとか、契約の相手先との調整が進んでいない、いろいろ原因がございまして、遅れている分もございます。

そういった意味で、この4月、5月の委員会が始まる前までにも、できる分についてはできるだけ契約するという事で進めておりますけども、今なお、契約ができてない部分もございますので、それにつきましてもできるだけ早く契約して事業を進めることができますように努力いたしますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

来代副委員長

5,000万円についてもね、岡田委員が質問なさってます。これも、もうちょっと分かるような、きちんと丸投げにならんように、県民が納得する予算ということでお願いしますよ。申し入れておきます。

小笠農林水産部長

済みません。先ほどの岡田委員のお話の中で、私からお答えさせていただいたらよかったと思うんですけども、しっかりとこの委員会に報告するように資料を出すようにというふうなお話を頂きました。

このターンテーブルに限らず、報告すべきもの、報告したほうがいいと思われるものについては、これからも積極的に資料をお出しして、いろんな御意見をうかがう中で事業を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岩佐委員長

それでは今、来代副委員長また岡田委員からもありました要望等、しっかりと今後含ん

でいただきたいと、私からもお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（12時11分）